

全 期 間 当 座 貸 越 型 教 育 カ ー ド ロ ー ン 契 約 規 定 新 旧 対 照 表

新	旧	摘 要
第1条～第2条 (省略) 第3条(貸越極度額) (省略) 5. 第3項または第4項により極度額が増減額された場合においても、以降の取引もこの規定により<u>取り扱われるもの</u>とします。 第4条(契約期間) 1. この契約に基づきこの取引を行うことのできる期間は、この契約の成立の日から、借入要項記載の契約期間を経過する日の属する月における、借入要項記載の<u>返済日</u>(以下「定例返済日」という。信用金庫の休日の場合には、その日の翌営業日)までとしますが、期間満了日の前日までに信用金庫から借主に対し期間を延長しない旨の申し出がない場合には、期間は同期間延長されるものとし、以後も同様とします。 2. 期間延長を行わない場合の取扱い、第15条第3項および同第4項によるものとします。 <u>3. 第1項にかかわらず、この契約は、借入要項記載のお借入ご利用期限の経過後、この契約による借主の債務全額が返済された時点で終了するものとします。なお、お借入ご利用期限において債務がない場合は、その期限の到来をもって終了するものとします。</u> 第6条(利息、損害金) <u>(削除)</u> <u>1. 貸越金の</u>利息は、信用金庫所定の利率(基金の保証料を含む。以下同じ)および付利単位により、毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365の算式で計算します。 <u>2. 借主が信用金庫に対する債務を履行しなかった場合には、信用金庫所定の損害金(基金の保証料を含む。以下同じ)を支払うものとします。損害金の計算方法は、支払うべき金額に対し1年を365日とし、日割計算とします。</u>	第1条～第2条 (省略) 第3条(貸越極度額) (省略) 5. 第3項または第4項により極度額が増減額された場合においても、以降の取引もこの規定により<u>取扱われるもの</u>とします。 第4条(契約期間) 1. この契約に基づきこの取引を行うことのできる期間は、この契約の成立の日から、借入要項記載の契約期間を経過する日の属する月における、借入要項記載の<u>「返済日」</u>(以下「定例返済日」という。信用金庫の休日の場合には、その日の翌営業日。<u>以下同じ</u>)までとしますが、期間満了日の前日までに信用金庫から借主に対し期間を延長しない旨の申し出がない場合には、期間は同期間延長されるものとし、以後も同様とします。<u>ただし、契約時または期間延長時から契約期間が経過するまでの間に借入要項記載の貸越契約期限が到来する場合は、貸越契約期限までとします。</u> 2. 期間延長を行わない場合の取扱い、第15条第3項および同第4項によるものとします。 <u>(新設)</u> 第6条(利息、損害金の支払い) <u>1. 借主は、定例返済日に利息を支払うものとします。</u> <u>2. 利息は、信用金庫所定の利率(基金の保証料を含む。以下同じ)および付利単位により、毎日の貸越元金最終残高の合計額×利率÷365の算式で計算します。</u> <u>3. 借主が信用金庫に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対して信用金庫所定の料率(基金の保証料を含む。以下同じ)を乗じた額の損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。</u>	送り仮名を追加。 「定例返済日」の定義(休日の場合に翌営業日となること)は条文によって異なるため、「以下同じ」を削除。 新教育カードローンの借入要項に存在しない「貸越契約期限」にかかる記載を削除。借入利用期限の経過後、債務全額が返済された時点で契約が終了することは契約書(借入要項)に記載されているが、契約規定にも追記。 利息の支払方法を第7条に記載。 カードローン契約規定を参考に、見出し・表現を分かりやすく修正。

新	旧	摘 要																																																
第7条(定例返済) <u>1.借主は、借入要項記載のお借入ご利用期限までは、毎月の定例返済日に、第6条に定める利息を支払います。</u> <u>2.借主は、お借入ご利用期限の翌月から、毎月の定例返済日に、利息の支払いに加えて、借入要項記載の極度額に応じ、次に定める金額を返済します。ただし、貸越残高が定例元金返済額に満たない場合は、その貸越残高相当額を返済額とします。</u> <table><tr><th>極度額</th><th>定例元金返済額</th><th>極度額</th><th>定例元金返済額</th></tr><tr><td>50万円以下</td><td>6,000円</td><td>250万円超 300万円以下</td><td>26,000円</td></tr><tr><td>50万円超 100万円以下</td><td>10,000円</td><td>300万円超 350万円以下</td><td>30,000円</td></tr><tr><td>100万円超 150万円以下</td><td>14,000円</td><td>350万円超 400万円以下</td><td>34,000円</td></tr><tr><td>150万円超 200万円以下</td><td>18,000円</td><td>400万円超 450万円以下</td><td>38,000円</td></tr><tr><td>200万円超 250万円以下</td><td>22,000円</td><td>450万円超 500万円以下</td><td>42,000円</td></tr></table> <u>3.初回返済日は、初回貸越時(貸越元利金全額返済後の再貸越を含む)から2度目に到来する定例返済日とします。</u> <u>4.第3項にかかわらず、定例返済日当日に初回貸越した場合は、初回貸越の翌月の定例返済日を初回返済日とします。また、初回貸越時から初めて到来する定例返済日の前日までの間に貸越元金のみを全額返済した場合は、初めて到来する定例返済日を初回返済日とします。</u>	極度額	定例元金返済額	極度額	定例元金返済額	50万円以下	6,000円	250万円超 300万円以下	26,000円	50万円超 100万円以下	10,000円	300万円超 350万円以下	30,000円	100万円超 150万円以下	14,000円	350万円超 400万円以下	34,000円	150万円超 200万円以下	18,000円	400万円超 450万円以下	38,000円	200万円超 250万円以下	22,000円	450万円超 500万円以下	42,000円	第7条(貸越元金の定例返済) (新設) 借主は、<u>貸越元金について</u>、お借入ご利用期限の翌月から、毎月の定例返済日に、借入要項記載の極度額に応じ、次に定める金額を返済します。ただし、貸越元金残高が定例返済額に満たない場合は、その貸越元金残高相当額を返済額とします。 <table><tr><th>極度額</th><th>定例元金返済額</th><th>極度額</th><th>定例元金返済額</th></tr><tr><td>50万円以下</td><td>6,000円</td><td>250万円超 300万円以下</td><td>26,000円</td></tr><tr><td>50万円超 100万円以下</td><td>10,000円</td><td>300万円超 350万円以下</td><td>30,000円</td></tr><tr><td>100万円超 150万円以下</td><td>14,000円</td><td>350万円超 400万円以下</td><td>34,000円</td></tr><tr><td>150万円超 200万円以下</td><td>18,000円</td><td>400万円超 450万円以下</td><td>38,000円</td></tr><tr><td>200万円超 250万円以下</td><td>22,000円</td><td>450万円超 500万円以下</td><td>42,000円</td></tr></table> (新設)	極度額	定例元金返済額	極度額	定例元金返済額	50万円以下	6,000円	250万円超 300万円以下	26,000円	50万円超 100万円以下	10,000円	300万円超 350万円以下	30,000円	100万円超 150万円以下	14,000円	350万円超 400万円以下	34,000円	150万円超 200万円以下	18,000円	400万円超 450万円以下	38,000円	200万円超 250万円以下	22,000円	450万円超 500万円以下	42,000円	借入利用期限の前後に分けて定例返済の方法を記載するとともに、共同センター加盟金庫における勘定系システムの仕様にあわせて、初回利払日の説明を追記。 カードローン契約規定を参考に、見出し・表現を分かりやすく修正。
極度額	定例元金返済額	極度額	定例元金返済額																																															
50万円以下	6,000円	250万円超 300万円以下	26,000円																																															
50万円超 100万円以下	10,000円	300万円超 350万円以下	30,000円																																															
100万円超 150万円以下	14,000円	350万円超 400万円以下	34,000円																																															
150万円超 200万円以下	18,000円	400万円超 450万円以下	38,000円																																															
200万円超 250万円以下	22,000円	450万円超 500万円以下	42,000円																																															
極度額	定例元金返済額	極度額	定例元金返済額																																															
50万円以下	6,000円	250万円超 300万円以下	26,000円																																															
50万円超 100万円以下	10,000円	300万円超 350万円以下	30,000円																																															
100万円超 150万円以下	14,000円	350万円超 400万円以下	34,000円																																															
150万円超 200万円以下	18,000円	400万円超 450万円以下	38,000円																																															
200万円超 250万円以下	22,000円	450万円超 500万円以下	42,000円																																															
第8条(定例返済額等の自動支払) 1.借主は、第7条による定例返済のため、各定例返済日までに、その月に支払わなければならない利息額と定例元金返済額の合計額相当額(以下「定例返済額」という)を借入要項記載の返済用預金口座(以下「返済口座」という)に預け入れるものとします。 2.信用金庫は、各定例返済日に預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず、返済口座から払い戻しのうえ、毎回の返済にあてるものとします。ただし、返済口座の残高が毎回の定例返済額に満たない場合には、信用金庫はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することとなります。 3.第1項による預け入れが定例返済日より遅れた場合には、信用金庫は<u>毎回の定例返済額と損害金の合計額をもって、借主の</u>預け入れ	第8条(口座振替) 1.借主は、<u>第6条第1項に定める利息の支払いならびに第7条に定める定例元金返済のため、毎月の</u>定例返済日までに、その月に支払わなければならない利息額と定例元金返済額の合計額相当額(以下「定例返済額」という)を借入要項記載の「返済用預金口座」(以下「返済口座」という)に預け入れるものとします。 2.信用金庫は、各定例返済日に預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず、返済口座から<u>定例返済額相当額</u>を払い戻しのうえ、毎回の<u>定例</u>返済にあてるものとします。ただし、返済口座の残高が毎回の定例返済額に満たない場合には、信用金庫はその一部の<u>支払</u>にあてる取扱いをせず、返済が遅延することとなります。	第6条および第7条の変更に伴い、引用する条文を修正。 カードローン契約規定を参考に、見出し・表現を分かりやすく修正。																																																

新	旧	摘 要
後いつでも、<u>前項</u>と同様の<u>取扱い</u>ができるものとします。 第 9 条(任意返済) 1.借主はいつでも貸越残高に対して任意の金額を返済できるものとします。なお、この返済を行った場合においても<u>第 7 条の</u>定例返済は通常どおり行うものとします。 2.第 1 項の任意返済は、借主が直接信用金庫の店頭に申込むか、自動機器を使用する方法により行うものとします。 第 11 条(就学者の退学時等の取扱) 借主は、<u>借入要項記載の</u>就学者がお借入ご利用期限前に退学その他就学することがなくなった場合は、直ちに信用金庫へ通知するものとします。この場合、第 4 条<u>および第 5 条</u>の定めによらず、信用金庫において就学者の就学することがなくなったことを知った日をもって、お借入ご利用期限が到来した(あらたな借入はできない)ものとし、借主は、次回の定例返済日より定例元金返済を開始するものとします。 第 12 条(期限前の全額返済義務) (省略) 2.次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、信用金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 (1)借主が信用金庫取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき (2)借主が第 19 条の規定に違反したとき (3)借主が支払を停止したとき (4)借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき (5)借主の振出または引受に係る手形の不渡りがあり、かつ、借主が発生記録における債務者である電子記録債権が支払不能となったとき（不渡りおよび支払不能が 6 か月以内に生じた場合に限る） (6)借主について破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき (7)担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき (8)借主が住所変更の届出を怠るなど借主が責任を負わなければなら	3.第 1 項による預け入れが定例返済日より遅れた場合には、信用金庫は預け入れ後いつでも<u>第 2 項</u>と同様の<u>処理</u>ができるものとします。 第 9 条(貸越元金の任意返済) 1.借主はいつでも貸越<u>元金</u>残高に対して任意の金額を返済できるものとします。なお、この返済を行った場合においても定例返済は通常どおり行うものとします。 2.第 1 項の任意返済は、借主が直接信用金庫の店頭に申込むか、自動機器を使用する方法により行うものとします。 第 11 条(就学者の退学時等の取扱) 借主は、就学者がお借入ご利用期限前に退学その他就学することがなくなった場合は、直ちに信用金庫へ通知するものとします。この場合、第 4 条の定めによらず、信用金庫において就学者の就学することがなくなったことを知った日をもって、お借入ご利用期限が到来した(あらたな借入はできない)ものとし、借主は、次回の定例返済日より定例元金返済を開始するものとします。 第 12 条(期限前の全額返済義務) (省略) 2.次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、信用金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 (1)借主が信用金庫取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき (2)借主が第 19 条の規定に違反したとき (3)借主が支払を停止したとき (4)借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき (5)借主の振出または引受に係る手形の不渡りがあり、かつ、借主が発生記録における債務者である電子記録債権が支払不能となったとき（不渡りおよび支払不能が 6 か月以内に生じた場合に限る） (6)借主について破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき (7)担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき (8)借主が住所変更の届<u>け</u>出を怠るなど借主が責任を負わなければなら	カードローン契約規定を参考に、見出し・表現を分かりやすく修正。 教育カードローン契約規定を参考に、表現や引用する条文を分かりやすく修正。 送り仮名を削除。

新	旧	摘 要
らない事由によって信用金庫に借主の所在が不明となったとき <u>(9)借主が信用金庫に虚偽の資料提供または報告をしたとき</u> <u>(10)</u>本項各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき (省略) 第 20 条(印鑑照合) 信用金庫が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影を、この契約書に押印の印影または返済口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取<u>り</u>扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、信用金庫は責任を負わないものとします。 第 25 条(規定等の変更) 1.信用金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定または借入要項中の定め(利率、お借入ご利用期限に関する事項を除く)を変更する必要があるときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、変更できるものとします。 2.信用金庫は、第 1 項の変更するときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。 以下省略	らない事由によって信用金庫に借主の所在が不明となったとき <u>(新設)</u> <u>(9)</u>本項各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき (省略) 第 20 条(印鑑照合) 信用金庫が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影を、この契約書に押印の印影または返済口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、信用金庫は責任を負わないものとします。 第 25 条(規定等の変更) 1.信用金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定または借入要項中の定め(利率、お借入ご利用期限、<u>貸越契約期限</u>に関する事項は除く)を変更する必要があるときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、変更できるものとします。 2.信用金庫は、第 1 項の変更するときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。 以下省略	不正な申込みに対応し、期限の利益の喪失事由に虚偽の資料提供や報告を追加。 送り仮名を追加。 新教育カードローンの借入要項に存在しない「貸越契約期限」にかかる記載を削除。